

総務委員長報告

令和元年9月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和元年度島根県一般会計補正予算（第2号）」など予算案4件、「島根県核燃料税条例」など条例案6件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第5号は、平成25年6月定例会において議決した“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”の撤回を求めるもので、令和元年6月定例会において「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、この慰安婦問題の本質は日本軍が強制的に連行したかどうかであるが、平成26年6月20日に公表された河野談話作成過程等に関する検討チームの調査結果で、強制連行は確認できなかったことが明らかになっている。歴史事実を歪曲することなく直視し受け止めることが重要であり、意見書を撤回すべきとの意見がありました。

一方、日本政府は今日に至るまで「河野談話」を否定しておらず、見直しをしていないのは事実である。平成25年6月の意見書は、女性の人権、人間の尊厳に係る問題として、「河野談話」に基づく我が国の誠意ある対応を求めて提出しており、日本政府が「河野談話」を踏襲する以上意見書を撤回する必要はないとの意見もありました。最終的に挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、意見書の提出を求める陳情の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された陳情第36号は、公的な選挙情報を等しく保障するために、視覚障がい有権者に適した媒体による選挙公報が配付されるよう、関係法令の整備等について国に対し意見書提出を求めるものであります。委員からは、国政選挙に比べて市町村単位の選挙は選挙期間が短く、その期間中に候補者情報を点字などに翻訳し、確実に対象者に届けることは物理的に困難である。また、選挙公報のため

だけに公職選挙法を改正し選挙期間を延ばすことも難しいとの意見がありました。しかしながら陳情の趣旨は理解できるとの理由から、全会一致をもって「趣旨採択」とするが、意見書は提出しないとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな立法措置の実現に向けた提言について」では、委員から、外国人居住者の定着支援に係る表現について、過疎対策は外国人に頼らないと実現できないと受け止められかねない書きぶりについては見直すべきとの意見があり、執行部からは、外国人の定着支援は移民施策ではなく、既に過疎地域に多くの外国人が入っているという現実がある中で外国人と共生していく環境を支援する対策であるが、誤解を招かないよう表現を見直すとの回答がありました。

また、過疎地域が果たしている安全安心な食料の供給、水源の涵養、国土の保全など、多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、過疎地域に対して引き続き総合的な対策を充実強化させることが必要であることから、本委員会として、国に対し新たな法律を制定し引き続き総合的な過疎対策を図るよう意見書(案)をとりまとめることといたしました。後ほど福井議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

また、執行部から報告のありました「次期中山間地域活性化計画の方向性について」では、委員から、地域活動をするためには財源が必要であり、現在その殆どが公的負担金により賄われているが、市町村によっては予算を縮小していく動きがある。地域活動を今後も持続していくためには、財源の維持を含めその運営について市町村や住民に任せっきりにせず、先進的な事例を示すなどの支援をしてほしいとの要望がありました。

次に、総務部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「公立大学法人島根県立大学の平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について」では、委員から、浜田キャンパスにおける県内出身の学生割合が低いことへの対策について質問があり、入試制度の抜本的な改革を行い県内出身学生の優先的な入学など現在検討しているとの回答がありました。委員からは、県内の人手不足解消のためにも県内で進学する学生割合が増えるよう早期の対応を求める意見がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。